

青森県報

第六百四十四号

令和五年
八月二日
(水曜日)

目次

告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高年齢福祉課) ……一
 - 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービスの廃止の届出……………(保 險 課) ……一
 - 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービスの届出……………(同) ……二
 - 略称吸引等業務の登録……………(同) ……二
 - 特定行為業務の登録……………(同) ……二
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……三
 - 保安林の指定解除……………(林 政 課) ……三
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
 - 採石業務管理者試験の施行……………(河川砂防課) ……四
 - 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……五
- 出先機関
- 道路の位置の指定……………(上北地域) ……五
- 選挙管理委員会
- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事務局) ……六

公安委員会

- 指定講習機関の代表者の氏名変更の届出……………(運転免許課) ……六
- 運転免許取得者等教育の認定に係る代表者の氏名変更の届出……………(同) ……六
- 運転免許取得者等検査の認定に係る代表者の氏名変更の届出……………(同) ……七

告

示

青森県告示第四百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和五年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者 氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービス の種類	居宅サ ービス 事業を 行 う 事 業 所	廃止の 届出	
				年月日	年月日
社会福祉法人フアミリー	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	訪問介護	ケアステーションハビネ	三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原の一	令和五・六・七 五・七・三
梶株式会社	南津軽郡田舎館村東光寺字前田七〇の二	訪問看護	訪問看護ステーションさ	南津軽郡田舎館村東光寺字前田七〇の二	令和五・六・二〇
梶株式会社	南津軽郡田舎館村東光寺字前田七〇の二	通所介護	デイサービスかち	南津軽郡田舎館村東光寺字前田七〇の二	〃

合同会社 居宅介護 支援サービス のこと	五所川原市大字 梅田字平野一二	訪問介護	合同会社 居宅介護 サービス のこと	五所川原市大 字梅田字平野 一二	令和 五・六・二六	〃
アースサ ポート株 式会社	東京都渋谷区本 町一丁目四の一	訪問介護	アースサ ポート弘 前浜の町	弘前市大字浜 一の町西二丁目 一の	令和 五・六・二六	〃

青森県告示第四百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和五年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護予防サービス 事業者	氏名又は 名称 主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サー ビスの 種類	介護予 防サー ビス 事業を行う事業所 名称 所在地	廃止の 届出 年月日	廃止 年月日
株式会社 梶株 式会社	南津軽郡田舎館 村東光寺字前田 七〇の二	介護予 防サー ビス 訪問 看護	訪問看護 ステーション さ 前田七〇の二 館村東光寺字 南津軽郡田舎 館	令和 五・六・二〇	令和 五・七・三二

青森県告示第四百八十八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録 番号	年月 日録	氏名 又は 名称	住 所	事 業 所 名 称	所 在 地	業 務 開 始 年 月 日	備 考
〇二五〇 一七三	〃	社会福祉 法人奥入 瀬会	上北郡お いらせ町 沼の端一 三七	ショート ステイ 百石荘	上北郡お いらせ町 沼の端一 三七	〃	短期入 所生活 介護
〇二五〇 一七二	四・〇・二五	社会福祉 法人奥入 瀬会	上北郡お いらせ町 沼の端一 三七	特別養 護老人 ホーム 百石荘	上北郡お いらせ町 沼の端一 三七	四・二・一	介護老 人福祉 施設
〇二五〇 一七一	〃	社会福祉 法人楽晴 会	三沢市大 三町二七 六の二	栄町の ぬく家	三沢市栄 三町二五 一の目	〃	短期入 所生活 介護
〇二五〇 一七〇	四・八・二六	社会福祉 法人楽晴 会	三沢市大 三町二七 六の二	栄町の ぬく家	三沢市栄 三町二五 一の目	四・九・一	地域密 着型介 護福祉 施設 生活入 所者
〇二五〇 一六九	〃	社会福祉 法人長老 会	三戸郡南 部町大字 部あか ね五五 の二	特別養 護老人 ホーム 長老園	三戸郡南 部町大字 部あか ね五五 の二	〃	短期入 所生活 介護
〇二五〇 一六八	令和 四・七・一	社会福祉 法人長老 会	三戸郡南 部町大字 部あか ね五五 の二	特別養 護老人 ホーム 長老園	三戸郡南 部町大字 部あか ね五五 の二	令和 四・七・一	介護老 人福祉 施設

青森県告示第四百八十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	令和四・七・三〇	氏名又は名称	さくら貝株式会社	住所	弘前市大字桜ヶ丘一丁目八の二三	事業名称	訪問介護 さくら貝	所在地	弘前市大字桜ヶ丘一丁目八の二三	業務開始年月日	令和四・八・一	備考	訪問介護
------	----------	--------	----------	----	-----------------	------	-----------	-----	-----------------	---------	---------	----	------

青森県告示第四百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和五年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	いちい薬局長根店	所在地	八戸市長根一丁目一七の二二	指定年月日	令和五・八・一
名称	ツクイ弘前訪問看護ステーション	所在地	弘前市大字駅前二丁目二の三 弘前第一生命ビルディング二階	指定年月日	〃

青森県告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和五年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 保安林の所在場所
三戸郡階上町大字鳥屋部字行人三六の三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 保安林解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び階上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	DCMサンワ八食店 八戸市大字長苗代字孤田五の外 DCMホームマック長苗代店 八戸市大字長苗代字観音堂八〇の二	変更後	DCM八食店・DCM長苗代店 八戸市大字長苗代字孤田五の外	変更年月日	令和五・七・二〇
-----	--	-----	----------------------------------	-------	----------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社八食サービスエイト 八戸市大字河原木字神才二二の二 代表取締役 上平靖文	変 更 後	大和ハウズリアルティマネジメン ト株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 代表取締役 伊藤光博	変 更 年月日	令和 三〇・二〇・一
-------	--	-------	---	------------	---------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の 七 代表取締役 石黒靖規	変 更 後	株式会社三和物産 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村ゆう	変 更 年月日	平成 三〇・七・三
変 更 前	株式会社サトメガネ 神奈川県平塚市見附町四の一七 代表取締役 佐藤行男	変 更 後	サンクス青森株式会社 青森市港町一丁目一九の四 代表取締役 西尾直見	変 更 年月日	平成 三〇・七・三

四 届出年月日

令和五年七月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和五年八月二日から同年十二月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年十二月四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

採石業務管理者試験の施行

令和五年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

令和五年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 試験の期日及び場所

1 期日等 令和五年十月十三日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の一四〇

青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令を含む。）
- 2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 三 受験願書の受付期間
令和五年八月二十八日（月）から同年九月八日（金）まで（郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とする。）
- 四 受験願書の提出先
青森市長島一丁目の一 県庁北棟三階
青森県土整備部河川砂防課水政グループ
- 五 提出書類
1 受験願書 一通
2 写真 一枚（写真の大きさは、縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
六 受験手数料
八千円（青森県収入証紙により、受験願書の提出時に貼り付けて納入する。消印してはならない。）
七 その他
1 受験願書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部において配布するとともに、青森県ホームページ（<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/index.html>）において入手することができる。
2 受験願書の用紙の郵送を希望する場合は、返送先を明記し、八十四円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県土整備部河川砂防課に送付すること。
3 出願者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 物品等の名称及び数量
ダストモニタ及びダストヨウ素サンブラ 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和五年七月十九日
- 五 落札者の名称及び住所
日本レイテック株式会社
東京都武蔵野市中町一丁目二〇の八
- 六 落札金額
二千八百六十万円
- 七 落札者を決定した手続
入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和五年六月七日

出 先 機 関

上北地域県民局告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年八月二日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市西二十一番町二七 三の三 二七三の五	五〇・四二メートル	六・〇〇メートル	令和 五・七・二六

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年八月二日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

二の表中

清風荘	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六 三の二三
住宅型有料老人ホームTOWAホーム	平内町大字小湊字愛宕九二の一

を
に改める。

公安委員会

青森県公安委員会告示第九十七号

指定講習機関に関する規則（平成二十年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、次の指定講習機関から代表者変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年八月二日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

一 三八五オートスクール八戸

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	佐々木 伸悦	新田 教文	令和五年六月八日

青森県公安委員会告示第九十八号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定により、三八五オートスクール株式会社から代表者変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年八月二日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

一 三八五オートスクール八戸

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	佐々木 伸悦	新田 教文	令和五年六月八日

二 三八五オートスクール三戸

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	佐々木 伸悦	新田 教文	令和五年六月八日

青森県公安委員会告示第九十九号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）
 第八条第一項の規定により、三八五オートスクール株式会社から代表者変更の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年八月二日

青森県公安委員長 野 呂 知 子

一 三八五オートスクール八戸

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	佐々木 伸悦	新田 教文	令和五年六月八日

二 三八五オートスクール三戸

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	佐々木 伸悦	新田 教文	令和五年六月八日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭